

佐世保市監査委員公表第18号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

市民生活部（宇久地区コミュニティセンター） 分

令和5年7月26日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



5コ協第50001号

令和5年7月21日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 本村 泰人 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市長

宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和5年7月6日付、佐世保市監査委員報告第3号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

| |
|-----------|
| 佐世保市監査事務局 |
| 令和5年7月21日 |
| 第 号 |

措置通知書

市民生活部 宇久地区コミュニティセンター

| 報告を受けた事項 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>1. 収入事務</p> <p>① コミュニティセンター使用にかかる実費徴収金（暖房料）が集計誤りにより未徴収となっているものがあった。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第 23 条第 1 項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同条第 2 項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあった。</p> | <p>徴収事務については、利用者が利用後に記入する「利用日誌」に基づき、貸室及び実費使用分の「調定決定調書兼通知書」及び「納付書」を作成していますが、チェック体制の不備から今回実費徴収の未納が発覚したものです。</p> <p>当該未徴収については、定期監査終了後の令和 5 年 6 月 16 日付けで納付書を作成し本人へ請求、令和 5 年 6 月 28 日に納入を確認しました。</p> <p>監査指摘後、収入事務にかかる検証を行い、まずは利用日誌の項目について、内容の見落としがないよう変更を行いました。</p> <p>次に、職員が「公共施設予約システム」へ利用内容を入力後、別の職員が「同システム」から抽出した CSV データを利用日誌と突合し、最後に、センター長が納付書と利用日誌の内容確認を行うことでチェック体制の強化を図るよう見直しを行いました。</p> <p>規則第 15 条第 3 項で、「備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、以前備品を処分した際に必要な手続きを行っていなかったことに加えて、備品確認の際に、箱の中身まで確認することを怠り、確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>当該備品については、定期監査終了後に備品台帳から削除を行い、令和 5 年 6 月 21 日付けで契約課へ「処分報告書」を提出しました。</p> <p>今後は、備品に関する写真帳なども作成しつつ、毎年備品チェック日を決め、職員全員で現品と備品台帳の突合を行うことにより、適正に備品管理を行います。</p> |